平成２４年（フ）第１４号
石川県小松市材木町20番地１
債務者　八木　恭江
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１５号
石川県小松市梅田町166番地
債務者　㊀元ひとみ
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第８号
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町889番地１
レオパレスＯＧＡＷＡ　Ｙ107
債務者　藤井　唯人（旧姓河原）
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第９号
長野県駒ケ根市赤穂11672番地　市住26号
債務者　村井　秀樹
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２０号
徳島県徳島市末広４丁目８番20―10号
債務者　大野　　忠
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
岩手県一関市藤沢町新沼字粕灰115番地１
債務者　首藤　浩昭
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４６号
盛岡市松尾町５番３号、旧住所盛岡市仙北１丁目10番６号
債務者　川村　　茂
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５７号
盛岡市つつじが丘43番２―６号
債務者　吉田　洋一
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５９号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第11地割21番地７　２階
債務者　津崎　孝幸
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６３号
盛岡市東松園４丁目12番11―32号
債務者　佐藤　美江
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８６６３号
大阪府枚方市走谷２丁目18番５―102号
債務者　栗田　　雅
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目１番１号　フォンテーヌ202号
債務者　原口　陽博
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５０号
大阪市城東区放出西２丁目19番25―901号
債務者　木村　幸司
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２３７号
大阪市淀川区東三国５丁目３番12号
債務者　村治　道彦
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５７号
大阪市住之江区南港中２丁目８番31―905号
債務者　髙橋　　勝
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５８号
大阪府門真市南野口町12番８号
債務者　柴崎　宏樹
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７７号
大阪市西成区梅南２丁目１番25号　グランドメゾンテル503号
債務者　下田千鶴子
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９１号
大阪市北区大淀中４丁目１番20号　太田良夫方、前住所大阪市北区大淀中５丁目11番29号
債務者　菅沼　信之
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部